

ユーイック (株)都市居住評価センター 確認検査申請手数料

平成30年 7月 1日改定

手数料・支払方法・支払期日

◆手数料

- 確認検査業務の手数は、種別(建築物、建築設備、工作物等)、規模(建築物の延べ床面積、建築設備の設置数等)等をも
- 直前の確認検査をユーイックで受けた場合と他の機関で受けた場合とでは、今回申請手数料が異なります。
- 検査の場合は、検査手数料の他に別途出張費が加算されます。
- 手数料は、非課税扱いです。

◆手数料の支払方法

- 引受承諾書及び請求書の受領後、下表の支払期日までにユーイックが指定する銀行口座にお振込み願います。尚、振込手数料は、お客様ご負担にてお願いいたします。

◆手数料の支払期日

確認	建築物	引受した日から7日(ユーイックの休日を除く。以下同じ)を経過する日
	建築設備	引受した日から4日を経過する日
	工作物	引受した日から4日を経過する日
中間検査	—	引受承諾書に定める中間検査予定日の2日前
完了検査	—	引受承諾書に定める完了検査予定日の2日前

表1 建築物の確認検査申請手数料

(単位:円/非課税)

床面積の合計: A ^{*1} (㎡)	確認	中間検査 ^{*2}		完了検査 ^{*3}		仮使用認定 ^{*4}
		建築確認 ユーイック	建築確認 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	
A ≤ 100㎡	81,000	50,000	114,000	65,000	129,000	125,000
100㎡ < A ≤ 200㎡	95,000	68,000	144,000	82,000	158,000	
200㎡ < A ≤ 500㎡	123,000	80,000	178,000	93,000	191,000	
500㎡ < A ≤ 1,000㎡	147,000	117,000	229,000	130,000	247,000	156,000
1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	186,000	155,000	303,000	185,000	333,000	222,000
2,000㎡ < A ≤ 3,000㎡	252,000	170,000	378,000	216,000	420,000	259,000
3,000㎡ < A ≤ 4,000㎡	292,000	190,000	423,000	246,000	479,000	295,000
4,000㎡ < A ≤ 5,000㎡	350,000	210,000	467,000	266,000	517,000	319,000
5,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	401,000	245,000	565,000	318,000	638,000	381,000
10,000㎡ < A ≤ 20,000㎡	565,000	320,000	772,000	435,000	887,000	500,000
20,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	670,000	400,000	936,000	500,000	1,036,000	575,000
50,000㎡ < A ≤ 100,000㎡	1,200,000	690,000	1,650,000	850,000	1,810,000	978,000
100,000㎡ < A ≤ 200,000㎡	1,550,000	1,000,000	2,240,000	1,190,000	2,430,000	1,369,000
200,000㎡ < A	1,750,000	1,110,000	2,335,000	1,450,000	2,675,000	1,668,000

※1 中間検査の場合は、中間検査を行う部分の床面積及び中間検査を行なう梁の支配面積の合計をAとします。

※2 建築確認ユーイック : 建築確認を当社で受けた建築物

建築確認他の機関 : 建築確認を当社以外の他の機関で受けた建築物

※3 中間検査ユーイック : 直前の中間検査を当社で受けた建築物

中間検査他の機関 : 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた建築物

※4 1. ユーイックで仮使用認定を受けたものは、完了検査の手数料算定の際に、仮使用認定部分の床面積を減じて算定します

2. ユーイック以外で確認申請を行ったものは、仮使用認定の手数料は別途料金を加算します(中間検査の差額相当)

3. その他、仮使用認定を複数回行う場合等の手数料は、見積もりさせていただきます(大規模の場合を含む)

その他手数料の加算について

1 以下の①~⑧の場合は、各々の定める手数料額を別途加算させていただきます。(大臣認定・任意認定は対象外)

① 階避難安全検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の10%の額

② 全館避難安全検証法 当該建築物の延べ床面積に係る確認手数料の10%の額

③ 耐火性能検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の10%の額

④ 防火区画検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の10%の額

なお、①から④の場合で、該当する各検証法毎の加算額が35,000円未満の場合は、35,000円を加算額とします。

⑤ 計算ルート2 当該建築物の延べ床面積に係る確認手数料の10%の額

⑥ 境界耐力計算 当該建築物の延べ床面積に係る確認手数料の20%の額

⑦ 免震構造 当該建築物の延べ床面積に係る確認手数料の10%の額

⑧ 特定天井 特定天井部分の水平投影面積の合計に係る確認手数料の20%の額

2 ユーイックが行う構造性能評価を受けた建築物は、確認申請手数料を20%を限度に減額します。

3 法に基づく中間検査がなかった建築物の完了検査手数料は、完了検査手数料額に当該建築物の延べ床面積の完了検査手数料額の20%(百円の単位以下は切り捨て)を加算します。

4 省エネ適判をユーイックで受けた建築物の完了検査手数料及び仮使用認定手数料は、その手数料額の20%の額(百円の単位以下は切り捨て)を加算します。

省エネ適判を他の機関で受けた建築物の完了検査手数料及び仮使用認定手数料は、その手数料額の40%の額(百円の単位以下は切り捨て)を加算します。

5 増築申請の場合で、既存建築物に不適格建築物への遡及適用がある場合は、その既存不適格建築物の床面積の合計に応じた、下記に定める手数料額を増築申請の手数料額に加算します。

既存建築物が前願と敷地等の条件が異なる場合及び既存建築物に特定天井がある場合は、別途見積もりとします。

既存不適格建築物部分の面積の合計	耐震診断書が添付されている場合	その他の場合
A ≤ 1,000㎡	20,000	10,000
1,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	35,000	20,000
10,000㎡ < A	50,000	30,000

6 構造計算適合性判定が必要な建築物は、構造計算適合性判定図書との整合性審査等の手数料として

10,000円/件を加算します。計画変更の場合は5,000円/件を加算します。

7 直前の確認済証をユーイックから受けていない場合の計画変更は、新規の確認申請手数料と同額とします。

8 計画の変更に係る部分の床面積の合計が50㎡以下の場合の計画変更申請手数料は48,000円とします。

9 建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更をする場合は、当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の二分の一を確認手数料の算定面積とします。

10 その他、記載のない手数料については、別途協議します。

表2 建築設備(エレベーター・小荷物専用昇降機を除く)の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	変更確認 ^{※1}			中間検査 ^{※2}		完了検査 ^{※3}				備考
		直前の確認 がユーイック	ユーイックにて 確認審査中	直前の確認 が他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	昇降機		建築設備		
							中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	
10 ≤ B	24,000	13,000	13,000	24,000	28,000	56,500	28,000	30,000	29,000	31,000	
6 ≤ B ≤ 9					29,000	58,000	29,000	31,000			
2 ≤ B ≤ 5					30,000	59,500	30,000	32,000			
B = 1					31,000	61,000	31,000	33,000			

- ※1 直前の確認がユーイック : 確認を受けた建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
 ユーイックにて確認審査中 : 当社が確認審査中であった建築設備の計画を大規模に変更する場合
 直前の確認が他の機関 : 確認を受けた建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーイック : 建築設備の確認を当社で受けた建築設備
 確認審査他の機関 : 建築設備の確認を当社以外の他の機関で受けた建築設備
- ※3 中間検査ユーイック : 直前の中間検査を当社で受けた建築設備及び昇降機
 中間検査他の機関 : 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた建築設備及び昇降機

表3 ホームエレベーター(小型エレベーター、段差解消機含む)の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	変更確認 ^{※1}			中間検査 ^{※2}		完了検査 ^{※3}				備考
		直前の確認 がユーイック	ユーイックにて 確認審査中	直前の確認 が他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	昇降機		建築設備		
							中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	
10 ≤ B	17,000	9,000	9,000	17,000	28,000	56,500	28,000	30,000	29,000	31,000	
6 ≤ B ≤ 9					29,000	58,000	29,000	31,000			
2 ≤ B ≤ 5					30,000	59,500	30,000	32,000			
B = 1					31,000	61,000	31,000	33,000			

- ※1 直前の確認がユーイック : 確認を受けた建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
 ユーイックにて確認審査中 : 当社が確認審査中であった建築設備の計画を大規模に変更する場合
 直前の確認が他の機関 : 確認を受けた建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーイック : 建築設備の確認を当社で受けた建築設備
 確認審査他の機関 : 建築設備の確認を当社以外の他の機関で受けた建築設備
- ※3 中間検査ユーイック : 直前の中間検査を当社で受けた建築設備及び昇降機
 中間検査他の機関 : 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた建築設備及び昇降機

表4 小荷物専用昇降機(リニューアル含む)の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	変更確認 ^{※1}			中間検査 ^{※2}		完了検査 ^{※3}		備考
		直前の確認 がユーイック	ユーイックにて 確認審査中	直前の確認 が他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	中間検査	中間検査	
							ユーイック	他の機関	
6 ≤ B	11,000	8,000	8,000	11,000	18,000	27,000	18,000	27,000	
2 ≤ B ≤ 5					20,000	30,000	20,000	30,000	
B = 1					22,000	33,000	22,000	33,000	

- ※1 直前の確認がユーイック : 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
 ユーイックにて確認審査中 : 当社が確認審査中であった小荷物専用昇降機の計画を大規模に変更する場合
 直前の確認が他の機関 : 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーイック : 小荷物専用昇降機の確認を当社で受けた小荷物専用昇降機
 確認審査他の機関 : 小荷物専用昇降機の確認を当社以外の他の機関で受けた小荷物専用昇降機
- ※3 中間検査ユーイック : 直前の中間検査を当社で受けた小荷物専用昇降機
 中間検査他の機関 : 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた小荷物専用昇降機

表5 リニューアルエレベーターの確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	変更確認 ^{※1}			中間検査		完了検査		備考
		直前の確認 がユーイック	ユーイックにて 確認審査中	直前の確認 が他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	中間検査	中間検査	
							ユーイック	他の機関	
10 ≤ B	17,000	9,000	9,000	17,000	28,000	56,500	29,000	31,000	
6 ≤ B ≤ 9					29,000	58,000			
2 ≤ B ≤ 5					30,000	59,500			
B = 1					31,000	61,000			

表6 工作物の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位：円/非課税)

種別・設置数他 ^{※1}	確認 ^{※3}	変更確認 ^{※2}		完了検査 ^{※3}		備考 建築基準法施行規則 別紙 用途の区分を示す記号
		直前の確認 がユーイック	直前の確認 が他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	
令第138条第1項工作物 (下表を除く)	21,000	11,000	21,000	24,000	45,000	06310、06320、06330、06340、 06350
令第138条第1項第1号の区分 で25mを超えるもの(煙突 等)	42,000	22,000	42,000	48,000	90,000	06310
令第138条第1項第2号に規定 する区分で25mを超えるもの (RC柱等)						06320
令第138条第1項第3号に規定 する区分で15mを超えるもの (広告塔等)						06330
令第138条第1項第4号に規定 する区分で15mを超えるもの (高架水槽等)						06340
令第138条第1項第5号に規定 する区分で5mを超える擁壁						06350
令第138条第2項 第1号工作物	6 ≤ B	24,000	12,000	24,000	21,000	45,000
	2 ≤ B ≤ 5				22,000	46,000
	B = 1				23,000	47,000
令第138条第2項 第2号及び第3号工 作物	A ≤ 10m又は H ≤ 4m	24,000	12,000	24,000	30,000	54,000
	10m < A又は 4m < H	39,000	19,000	39,000	57,000	96,000
	A > 50m ²	(表1)の床面積を投影面積Aに読み替えて手数料を適用しますが、 工作物の高さを考慮し別途協議させていただきます				

※1 B：工作物の設置数

A：工作物の投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）

H：工作物の高さ

※2 直前の確認がユーイック：確認を受けた工作物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合

直前の確認が他の機関：確認を受けた工作物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合

※3 確認審査ユーイック：工作物の確認を当社で受けた工作物

確認審査他の機関：工作物の確認を当社以外の他の機関で受けた工作物

その他手数料について

1 工作物の中間検査が指定されている場合についての中間検査・完了検査の手数料はお見積りさせていただきます

2 大臣認定を受けた工作物の確認・完了検査等の手数料はお見積りさせていただきます

3 その他、記載のない手数料については、別途協議します。

表7 手数料に加算される出張費

(単位：円/内税)

地域区分	地域 ユーイックからの距離：D (km)	出張費		備考
		日 当	交通費	
地域：A	D ≤ 15	5,000	2,000	
地域：B	15 < D ≤ 30	5,000	3,000	
地域：C	30 < D ≤ 50	5,000	4,000	
地域：D	50 < D ≤ 100	10,000	8,000	
地域：E	100 < D ≤ 200	10,000	15,000	
地域：F	200 < D ≤ 500	20,000	25,000	
地域：G	500 < D ≤ 750	20,000	35,000	
地域：H	札幌、福岡、同等の距離	20,000	65,000	
地域：I	沖縄同等の距離	20,000	75,000	

※上記表は確認検査員1名あたりの出張費です。